

市民、弁護士のための国際人権法連続講座

学校現場と国際人権法

いじめ、体罰、「ブラック校則」など学校現場の中で子どもの人権に関わる問題がクローズアップされています。今年で6年目を迎える国際人権法連続講座では、学校現場において子どもの権利の現実はどうなっているのか、子どもの権利を保障するためにどのような取り組みがされているのか、現場に関わる様々な立場の方と共に国際人権法から考えます。

参加費用
無料

第1回 国際人権法連続講座 スクールロイヤーは見た!

日時:2019年8月3日(土)
午後1時~午後3時

第2回 国際人権法連続講座 こんな校則あり?? これって体罰??

日時:2019年12月7日(土)
午後1時~午後3時

場所はいずれも、大阪弁護士会館10階

(地図は、裏面をご参照ください。)

2019
8/3
(土)

午後1時～午後3時
(開場 12時30分)

第1回 国際人権法連続講座「スクールロイヤーは見た!」

NHKのドラマにも取り上げられた「スクールロイヤー」制度。大阪でも数年前から独自のスクールロイヤー制度の取り組みが始まっています。大阪府内でスクールロイヤーとして活動する山口崇弁護士を講師に迎え、いじめ相談、学校事故、保護者とのかかわりなど具体的事例をもとに子どもが学校現場で直面している課題に国際人権法から考えます。

場 所:大阪弁護士会館10階 登壇者:山口 崇弁護士(大阪弁護士会)、大島佳代子教授(同志社大学)

2019
12/7
(土)

午後1時～午後3時
(開場 12時30分)

第2回 国際人権法連続講座「こんな校則あり??これって体罰??」

大阪の府立高校の髪染め問題が昨年話題になりました。これをきっかけに「ブラック校則」と呼ばれる校則の存在と、校則を背景に生徒を管理しようとする学校のあり方を問題視する声の一部が上がりました。また、学校の体罰は、国連子どもの権利委員会による総括所見では、常に問題にされ、今年になって日本では子どもへの体罰を禁止する法律が成立しました。校則や体罰の問題を国際人権法から考えます。

場 所:大阪弁護士会館10階 登壇者:大島佳代子教授(同志社大学)、弁護士(予定)

【講師プロフィール】大島佳代子 教授

同志社大学政策学部・総合政策科学研究科教授。

北海道大学大学院法学研究科修了。博士(法学)。北海道情報大学専任講師、帝塚山大学助教授を経て、現職。専門は憲法、教育法。主な著書に『レクチャー ジェンダー法』(法律文化社・2012年)、『はじめての憲法学[第3版]』(三省堂・2015年)、『世界の人権保障』(三省堂・2017年)等。

● 申し込みフォーム ●

大阪弁護士会HPからもお申し込みいただけます。 <http://www.osakaben.or.jp/>

お申し込み先 **FAX 06-6364-7477**

氏 名(代表者)

参加
人数

名

連絡先(電話・FAX)

第1回(8月3日)に参加する 第2回(12月7日)に参加する 手話通訳を希望する

※記載いただいた、個人情報には本目的以外には使用しません。

● 問い合わせ先 大阪弁護士会 選択議定書批准推進協議会担当事務局 TEL 06-6364-1227 ●

Information

▶ 一時保育サービス(要予約・無料)

【対 象】首のすわっている乳児～未就学児、小学生相当年齢児

【託児時間】開始15分前～終了15分後まで

【申込期限】第1回は7月19日(金)まで、第2回は11月22日(金)まで

【申込方法】一時保育を希望される方は上記問い合わせ先までお電話で問い合わせください

▶ 手話通訳(要予約・無料)

【申込期限】第1回は7月19日(金)まで、第2回は11月22日(金)まで

【申込方法】上記申込書の「手話通訳を希望する」にチェックください。大阪弁護士会HPからもお申し込みいただけます。



- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分